

財務省令第三十二号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）及び関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第百五十号）の施行に伴い、関税暫定措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法施行規則等の一部を改正する省令

（関税暫定措置法施行規則の一部改正）

第一条 関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十九条第二項」を「第四十七条第二項」に改める。

第四条から第六条までを次のように改める。

第四条から第六条まで 削除

第六条の二及び第六条の三を削る。

第七条中「第三十八条第一項及び第二項」を「第十四条第一項及び第二項」に改める。

第七条の二中「第三十九条」を「第十五条」に改める。

第七条の三中「第四十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「第三十八条第一項」を「第十四

条第一項」に、「第四十三條第二項」を「第十九條第二項」に改める。

第八條中「第五十條第一項第一号」を「第二十六條第一項第一号」に改める。

第九條中「第五十條第一項第二号」を「第二十六條第一項第二号」に、「第五十條の」を「第二十六條の」に改める。

第十條第一項中「第五十一條第一項」を「第二十七條第一項」に改め、同條第二項中「第五十四條第一項」を「第三十條第一項」に改める。

(ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令の一部改正)

第二條 ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令(平成十四年財務省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「第五十條第一項第一号」を「第二十六條第一項第一号」に改める。

第二條中「第五十條第一項第二号」を「第二十六條第一項第二号」に改める。

(玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令の一部改正)

第三條 玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令(平成十七年財務省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十条第一項第一号」を「第二十六条第一項第一号」に改める。
第二条中「第五十条第一項第二号」を「第二十六条第一項第二号」に改める。

附 則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。